

2003年7月

# 2003～2004年度 政策・制度要求

要 求 趣 旨  
資 料



労働者福祉中央協議会

(中央労福協)

## 1. 財形制度の改善

- (1) 財形法第4条に基づき、勤労者財産形成政策基本方針を作成する。
- (2) 財形年金および財形住宅貯蓄の非課税限度額を現行の550万円から1,000万円に引き上げる。併せて、非課税限度額を超えた金額のみ課税となる積立を認める。
- (3) 雇用の流動化、雇用形態の多様化など時代の変化に対応した財形制度とするため以下の改善を行う。

財形契約者であった者が、転職した場合、転職先に財形制度がない場合であっても、財形貯蓄が継続できる制度とする。(長期間の失業の後再就職をするケース等を含む。)

失業中であっても財形契約を継続していれば、財形融資の利用を可能とする。

財形年金貯蓄契約時の年齢制限および措置期間の制限を撤廃する。
- (4) 高度な社会人向け教育訓練コースを受ける勤労者(含む失業中の者)のために、その間の教育費及び自己能力開発中に社会通念上必要となる費用を賄えるよう財形融資制度を拡充する。
- (5) 財形教育直接融資に、子が主として返済する償還方法を追加する。
- (6) 退職金の預入を認める。退職時に一般財形・財形住宅の残高を財形年金に預入することを可能とする。
- (7) 中小企業に財形制度を普及促進し、財形のポータビリティを高めるため、労働組合などが財形事務の一部を「事務代行」出来るようにする、及びその場合は当該事業主に財形制度の導入を義務づける。
- (8) 財形契約の取扱商品は、原則として自由とすること。また、同一金融機関内で、例えば、預金から国債・投資信託へ、あるいは国債・投資信託から預金への商品変更が可能となるものとする。
- (9) 労働金庫連合会を財形取扱金融機関に追加する。

\* 別冊資料をご参照ください。

- (10) 日本勤労者住宅協会が分譲する財形持ち家分譲住宅の金利(現在は固定金利のみ)について、固定または5年固定変動金利制のいずれかを選択できる制度に変更する。

日本勤労者住宅協会が行う財形分譲住宅の金利は、勤労者が長期の返済計画が立てられるよう固定金利(当初10年間3.0%、11年目以降3.2%、2003年7月1日現在)を導入していますが、20~30代を中心に1.15%(2003年7月1日現在)という低率の5年固定変動金利である住宅金融公庫の財形直接融資及び財形持ち家転貸融資等は飛躍的な伸びを示しています。

長期返済するため固定金利がいいという勤労者と今現在低金利だからいいという勤労者の両方の要望に対応するため、選択できる制度を要望します。

前年からの継続要望事項です。

## 2. 確定拠出年金制度の改善

制度導入の重要な目的である中小企業への普及、及び、そこに勤務する勤労者が利用しやすい制度とするため、以下の点について、企業型及び個人型年金の改善を要望します。

新たな要望事項です。

### (1) 企業型年金制度

特別法人税を廃止する。

制度普及を促進する観点から特別法人税の廃止が求められます。

中小企業への普及のため国の援助措置を講じる。

確定拠出年金においては手数料・投資教育等多大な経費・事務負担を要することから、中小企業の負担を軽減するため、一定の国の援助が必要です。

### (2) 個人型年金制度

特別法人税を廃止する。

個人の積立に対して特別法人税が賦課されるが、受取り時に課税されることを踏まえ、運用時は非課税とすることが適当と思われること、運用環境を踏まえると年約1.2%の特別法人税（地方税含む）が掛かることは、個人の自助努力を阻害することになります。

積立中の払出事由の要件緩和を行う。

雇用の流動化など、勤労者の労働及び生活を巡る環境は急速に変化しており、離職にともなう生活困窮、能力開発などの必要に応じた払出を認める必要があります。

手数料軽減措置を講ずる。

制度運営に係る関係機関が多いことから運営にあたって多大な手数料が必要となっています。関係機関の努力を超える問題でもあり、国基連が行う中立的な事務等については、制度設立の主旨を踏まえ国の援助が求められます。

運用指図者の任意拠出を認める。

転職等により企業型年金及び個人型年金の資産の移換が必要となりますが、専業主婦など制度に加入できない場合には、新たな拠出ができず、運用指図者となることから、所得税減税もなく手数料等により資産が目減り又は消滅する可能性が高い。加入者の希望に応じ、配偶者若しくは本人が拠出を継続できる制度とする必要があります。

### 3 . 共済制度の改善

労働者共済事業の強化をはかり、加入者の生活向上をはかるため、つぎのとおり税制を拡充することを要望します。

(1) 生命共済、年金共済、火災共済などの共済掛金控除制度を堅持し、所得税法および地方税法上の所得控除限度額を引き上げる。

本格的な少子高齢化社会を迎え、豊かでゆとりのある社会を展望するならば、公的な社会保障と自助・共助の適切な組み合わせをおこなって、給付と負担の適正化をはかり、国民負担の増大を抑制することが必要です。

平成 12 年 3 月の年金制度改正法により、年金支給開始年齢の引上げ等、公的年金の見直しが進む中、少なからず自助努力によって公的年金を補完しなければならない範囲が広がっており、若年のうちから老後の生活設計を考慮する必要性に迫られています。

生命共済や年金共済は国民の自助努力の一環であり、共済掛金控除制度はこのような国民の自助努力を支援・奨励する税制として、今後もますます役割発揮が期待されています。

生命共済の所得控除限度額は、1974 年に現行水準に引き上げられて以来、27 年も据え置かれたままとなっており、年金共済も現行の控除限度額では、老後の生活設計に備える国民への自助努力の奨励としてはまだ不十分です。

火災共済、交通災害共済などの所得控除限度額も 1974 年以来、据え置かれたままとなっています。最近の住宅や家財の量的増加や価格の高額化および医療費等の高額化にともなって共済掛金の負担も増大しており、現行の控除限度額ではきわめて不十分であり、限度額の引き上げを要望します。

前年からの継続要望事項です。

(2) 自然災害共済の共済掛金にかかる所得控除制度を創設する。

わが国では、これまでに多くの地震や台風などの自然災害によって、住宅や家財の損害や犠牲を強いられてきました。このような中において自然災害に対する対応が大きな課題となっており、被災者の生活を早期に立て直すための自助努力による備えが不可欠です。

全労済は、地震や風水害などの自然災害を保障の対象とした自然災害共済の取り扱いを 2000 年 5 月から開始しました。

災害からの復興と国民経済の安定をはかるためには、自助努力による自然災害の備え

が必要であり、そのためには、税制面でのバックアップが求められています。自然災害共済の所得控除制度を新たに創設し、共済掛金の実質の負担を軽減することを要望します。

前年からの継続要望事項です。

- (3) 長期共済を実施する生協において、価格変動準備金（会計上は特定引当金で計上）を非課税とする。

「国内外法人の発行する株式」等、価格変動などによる損失が生じ得る資産は、別に定めるところにより計算した金額を価格変動準備金として積み立てます。会計上は特定引当金として負債の部に計上しますが、税務上有税となるので、結果的に価格変動準備金の計上には至っていません。長期共済を実施する生協において、每期特定引当金として計上する金額を非課税とすることを要望します。

新たな要望事項です。

- (4) 長期共済を実施する生協の受ける利子所得に対する源泉徴収の不適用扱いを適用する。

金融機関等の受取る利子所得については、源泉徴収が不適用とされており、生命保険会社や損害保険会社をはじめとして共済事業を営む農協連合会、漁協等が不適用の対象となっていますが、生活協同組合は対象となっていません。

また、平成 15 年度税制改正において特例措置として、資本金 1 億円以上の内国法人の受取る国債の利子については源泉徴収不適用となりましたが、国債以外は不適用の対象となっていません。

現在全労済は、組合員から 1 兆 5 千億円以上の責任準備金を預かるとともに、予定利率を確保し、組合員との共済契約を確実に履行するために、その多くの部分を公社債が預貯金で運用しています。

利子所得の源泉徴収は、法人税の前払いの側面を持っていますが、利子所得による運用収益を前提に実施している長期共済事業にとっては、次の点で大きなマイナスとなっています。

- (1) 源泉徴収分についての再投資（運用）が遅れることにより運用収益が減少する。
- (2) 金融機関相互の債券売買の際、精算すべき経過利息に源泉所得税が課税されることになり、円滑な取引に支障が生じる。

以上から、資産運用体制が整備されている長期共済を実施する生活協同組合についても利子所得の源泉徴収不適用の扱いを受けられるよう要望します。

新たな要望事項です。

## 4 . 中小企業勤労者福祉の充実

- (1) 中小企業勤労者福祉サービスセンター（以降、略称として「サービスセンター」とする）の設置・運営について、広域化の積極的推進と国庫補助基準の抜本的な見直しをはかる。

### 広域化の積極的推進

サービスの充実・拡大と事業・運営の効率化（自治体補助金の軽減）をはかるとともに、通勤圏が広がっている現在、当該自治体内の事業にとどまらず、居住地を見据えた事業展開が必要であり、積極的な広域化推進が必要です。また、都道府県の積極的な関与が重要です。

### 広域化の国庫補助の見直し

- \* 現在の補助金は、人口・会員数によって設定されています。広域サービスセンター参加自治体数を勘案しての補助金の抜本的な見直しが必要です。
- \* 03 年度予算では広域化の補助金特例処置が設けられているが、広域化を促す施策として、設置期限や補助金（国庫補助指定の古いサービスセンターの補助金の2倍補助適用など）の見直しが必要です。

前年の要望を修正しています。

- (2) 厚生労働省「中小企業勤労者福祉サービスセンターのあり方に関する検討委員会報告書」（2002年4月）をベースに、サービスセンターの自立化に向けて実効があがるよう施策を講じる。

「検討委員会報告書」では損益分岐分析を活用するなど、会員拡大や効率的運営・事業、収益事業の実施等々が提言されています。広域サービスセンターをモデルとして自立化を促進するなど、現実的な施策を講じる必要があります。

前年の要望を修正しています。

- (3) サービスセンターと社会福祉法人福利厚生センター（ソウェルクラブ）の一元化の検討をはかる。

サービスセンターと福利厚生センターは、ともに勤労者の福利厚生の充実をはかることを事業の目的としています。同一省庁で同類の事業に対し国庫補助が行われていますが、効率化をはかる上で一元化の検討をする必要があります。

\* 新たな要望事項です。

## 5 . 介護サービスの充実

- (1) 「ゴールドプラン 21」(2000～04 年度)を前倒し実施し、その達成状況や利用実態等を踏まえ、2005 年度からの新しいゴールドプランを策定する。

介護保険制度がスタートして3年が経過しましたが、介護は依然として家族によるところも大きく、介護の社会化は未だ十分には達成されていません。

介護保険の利用限度額に対する利用率も4割にとどまっています。必要なサービスが必要な時に受けることができる」という介護保険の理念の実現にはほど遠い現状です。

来年度の予算編成にあたっては、従来型の公共事業よりも雇用創出効果も高く切迫したニーズのある介護基盤の整備へ大胆に予算をシフトし、「ゴールドプラン 21」(2000年～2004年)を前倒し実施し、介護予防、在宅サービス、グループホームなどを抜本的に拡充すべきです。

サービスの利用実態や「ゴールドプラン 21」の達成状況を踏まえて、2005 年度からの新しいゴールドプランを策定する必要があります。

前年からの継続要望を一部修正しています。

- (2) 公的介護保険サービスの担い手である生協・NPO・ボランティア団体等の市民・住民互助団体に対する支援・育成を強化する。

介護サービス事業者の介護人材確保等への援助措置の拡充などの積極的な支援を講じる。

介護分野における雇用機会の創出および労働力確保のため創設された介護雇用創出助成金について、とくに既雇用者に対する介護人材確保助成金の拡充を要望します。

介護サービス事業の実施にともなって、新たに生じるシステム関連経費の補助制度の確立を要望します。

前年からの継続要望事項です。

低所得者に対する利用者負担の減免措置事業者について、社会福祉法人以外への適用の拡大をはかる。

2000年4月からの介護保険の施行にともない、現在、国の施策において低所得者に対する利用者負担の減免措置の実施を選択することが認められているのは、原則として社会福祉法人に限定されています。

事業者間の公正・平等な競争を確保する観点から、社会福祉法人以外の事業者にも適用されることを要望します。

前年からの継続要望事項です。

訪問介護員養成研修事業の事業者指定について、全国域で事業実施をおこなう場合の全国統一規準を確立する。

訪問介護員養成研修事業の実施要件（事業者の指定条件、講師条件、通信形式で行う場合の各要件等々、多岐に渡る）は、各都道府県単位でそれぞれ定められており、結果、都道府県間で講座の内容や質に差異が生じています。

全国均質でレベルの高い訪問介護員を養成するという観点に立ち、一定の水準を満たしながら、全国的に統一性の取れた実施要件に整備いただきますよう要望します。

\* 新たな要望事項です。

生協・NPO法人が行う介護サービス事業については、社会福祉法人と同様、非課税とする。

生協・NPO法人が介護保険の指定事業を行う場合、収益事業課税の対象となっています。

生協・NPOは介護を地域で支え発展させるために大きな役割を担っています。

また、同じ介護サービスを進めている社会福祉法人が非課税であっては公平性に欠けることとなります。従って、介護保険の指定事業を行う生協・NPO法人においては社会福祉法人と同様に非課税とするよう要望します。

前年からの継続要望事項です。



## 6 . 食品の安全性確保

- (1) 食品安全委員会の運営においては、委員会を公開性にするとともに、委員会を構成する専門家の中に、消費者の立場から意見を述べるができる人材が入ることをはじめ、リスクコミュニケーションのあり方としての消費者の参加・意見反映を具体的に確保するための方法を確立する。
- (2) 厚生労働省や農林水産省等のリスク管理機関が実施する施策においては、審議会への消費者の参画や公聴会制度等、リスクコミュニケーションのあり方としての消費者の参加・意見反映が施策の検討の過程から具体的に確保するための方法を確立する。
- (3) 食品の安全に関する全体的な基本計画と年次報告を政府として作成し、公表する。関連して、食品安全委員会についても、リスク評価等の委員会の業務に関して、基本計画と年次報告を作成し、公表する。
- (4) リスク分析手法の公平性・透明性を確保する見地から、リスク評価機関とリスク管理機関における専門家の採用については、重複を極力避けるなど、リスク評価機関の独立性を確保するための措置を採用する。
- (5) 食品の表示制度について、消費者の権利の観点から、改めて総合的・一元的に見直す。あわせて、表示の正しさが担保される実効性ある制度とする。
- (6) 食品安全関連法の実効性のある運用を確保するため、国における運用の充実強化をはかること。あわせて、地方自治体での運用の充実強化をはかるため、国から地方自治体への予算措置等を担保する。

### 食品安全基本法制定、食品衛生法改正が実現！

2001年のBSE発生、偽装表示問題や無登録農薬使用の問題など、食品の安全性を揺るがす大きな問題が続出し、昨年「BSE問題に関する調査検討委員会報告」では、この間の食品の安全性確保に関する行政の対応が厳しく批判されました。これを受けて2003年の通常国会では「国民の健康保護」や「食品の安全性確保」を法の目的にすえた、食品安全基本法案、食品衛生法改正法案をはじめとする食品安全関連法案が審議され、可決成立に至りました。

### 実効ある制度にするために

法律と制度的な枠組みは成立いたしました。このことが効果を生み出すかどうかは、施策の具体化をはじめとする、法制度運用のあり方にかかっています。

そこで、上記の内容を強く要請し、その実現を要望します。

\* 昨年の意見を大幅に変更しています。

## 7. 消費者政策の充実強化

- (1) 消費者保護基本法について、消費者の権利を明記し、その実効的保障のために消費者政策を展開するという基本的立場を明確にした法律へと抜本改正する。
- (2) 消費者行政を総合的に企画・立案、推進、調整できるようにするために、各省庁への勧告権を有し、意思決定に消費者代表が参加する常設の消費者行政機関を設置し、具体的な制度整備のスケジュールを盛り込んだ基本計画を策定する。
- (3) 消費者に信頼される事業を確立するために、自主行動基準の策定・運用、情報公開の推進、公益通報者保護制度の導入など、事業者のコンプライアンス経営を促進する実効的な施策を講ずる。
- (4) 新たな時代における消費者団体の社会的役割を明確にするとともに、消費者団体の団体訴権制度を導入する。

### 消費者の権利を基本に据えて

我が国の消費者政策の基本となる消費者保護基本法は、1968年に制定されて以降、35年以上にわたり基本的な改正を経ることなく今日に至っています。この間、消費者の権利の確保は世界的な方向となっており、日本の経済社会も大きな変貌を遂げ、消費者重視の経済社会運営の重要性は大きく高まっています。

### 画期的な「国民生活審議会」の報告 ～ 21世紀型の消費者政策へ

そうした情勢のもとで、昨年6月より内閣府の国民生活審議会において『21世紀型の消費者政策の在り方』に関する検討が始まり、約1年間をかけて消費者政策全般にわたる基本的な論点整理がはかられ、本年5月28日には『最終報告』が公表されました。

この『最終報告』は、消費者の権利を消費者政策の基本理念とし、消費者保護基本法の抜本改正をはじめ、消費者団体訴権制度の導入を明確に打ち出すなど、時代の新たな要請に応じて21世紀にふさわしい消費者政策を展開していくという点で積極的な内容を持っています。

### 消費者保護基本法の抜本改正と消費者政策の充実強化を！

私たちは、この情勢を積極的に受けとめて、社会的役割を發揮していくために『消費者保護基本法の抜本改正と消費者政策の充実強化に向けた取り組み』を、社会的課題のひとつとして本格的な取り組みを開始したところです。この取り組みは、食品衛生法の抜本改正、食品安全基本法の制定、食品安全委員会の設置など食品安全行政の転換への道筋を創りあげてきたこの間の成果をくらし全般に広げて発展させる取り組みとして位置づけています。

上記の趣旨を踏まえて、国民生活に直接かかわる重要な課題として、消費者保護基本法の抜本改正と消費者政策の充実強化の実現を要望します。

\* 新たな要望事項です。

## 8 . 自然災害に対する被災者の住宅再建支援促進

『被災者生活再建支援法』附則第二条により、旧国土庁に設置された「被災者の住宅再建支援の在り方に関する検討委員会」の報告(平成 12 年 12 月)にもとづき、自然災害被災者の住宅再建を促進するための施策を早期に行う。

1998 年 5 月に『被災者生活再建支援法』が成立し、同法附則第二条にもとづいて旧国土庁に「被災者の住宅再建支援の在り方に関する検討委員会」が設置され、自然災害によって住宅が全半壊した場合の再建・確保に対する支援のあり方について、総合的な見地から検討がなされて、2000 年 12 月 4 日に報告書がまとめられました。

この報告書は、大規模災害時における住宅再建支援の公共性や公的支援の妥当性を認めたこと、共助の精神に基づく住宅再建支援制度を検討する必要性を認めたこと、などの点において評価できる内容となっています。

(注) 被災者生活再建支援法附則第二条

「自然災害により住宅が全半壊した世帯に対する住宅再建支援の在り方については、総合的な見地から検討を行うものとし、そのために必要な措置が講ぜられるものとする。」

しかし、昨年 7 月 4 日の中央防災会議「防災体制の強化に関する提言」では、住宅再建支援については既存制度の活用を柱に対象者限定の支援策を求めるものとなっており、旧国土庁報告書より後退した内容になっています。

地方においては、2000 年の鳥取県西部地震の被災者に対して鳥取県が住宅再建補助金(1 戸 300 万円を上限)を支給するなどの事例がみられますが、国レベルでの早急な対応が望まれます。

今後起こりうる災害に備え、旧国土庁の検討委員会の報告書にもとづき、自然災害被災者の住宅再建を促進するための施策と被災地域の速やかな復興をはかることを目的とした制度を早期に設定することを要望します。

超党派の自然災害議連(自然災害から国民を守る国会議員の会)は、今秋で 5 年目を迎える「被災者生活支援法」の改正を視野に入れた総合的な被災者支援制度を検討しています。また、全国知事会も 7 月 17 日の総会に向けて住宅再建支援を同法に盛り込む案を検討しており、自然災害議連は今後早期に相互で詰めた上で法案化をめざしています。

秋の臨時国会を視野に入れて、被災者住宅再建支援制度の導入が前進しますよう、関係各位のご努力をお願いいたします。

前年からの継続要望事項です。

## 9. 住宅税制の改善

### (1) 住宅ローン減税制度の延長及び拡充をはかる。

控除期間を現行 10 年から 15 年にする。控除率を現行の 1% から 1.5% に拡充する。  
増改築等に係わるローン控除制度の借入期間を 3 年以上と大幅に緩和する。

現行の新住宅ローン減税制度の適用は、平成 15 年 12 月 31 日までの入居者で期限切れを迎えます。住宅投資を下支えし、景気対策の面からも減税の延長、拡充が必要です。

全住連が会員住宅生協に実施した調査では、1 件あたりの平均受注額は 100 万円以下が最も多いという結果がでています。工事費が少ない増改築等は 10 年未満のローンが大半で減税適用の実績はほとんどないのが実情です。この制度を利用できやすくするために借入期間を 3 年以上と大幅に緩和することを要望します。

### (2) 住宅リフォーム減税制度の創設

所有かつ居住している住宅のリフォーム工事を行い既存住宅の住宅性能表示制度の指定住宅性能機関により総合判定 A の評価結果を受けた住宅リフォーム工事費用を減税の対象にする。

資源や環境面から今までの住宅をリフォームすることによって長く使用に耐えられるよう適切に維持管理していくことが重要です。そのためには住宅リフォーム市場を活性化させ多くの良質な住宅ストックの形成を促進させるため税制による支援が必要です。

住宅リフォーム投資による景気、雇用促進への波及効果は大きいものがあります。

### (3) 住宅ローン利子所得控除を創設し、現行の住宅ローン控除制度との選択適用とする。

恒常的な制度として住宅ローン利子控除を創設し、現行の住宅ローン控除制度との選択制にすることを要望します。

## 10 . 協同組合・NPO 税制の改善、規制緩和

(1) 公益・非営利法人の改革にあたっては、以下の点に留意する。

行政の介入や規制を極力排し民間の非営利活動を活性化する観点に立って、簡易に法人格を取得できるものとする。

非営利法人の本来事業（会費・寄付金等）は原則非課税とする。

見直しにあたっては、民間非営利の活動の担い手である団体をはじめ広範な市民の意見が十分反映されるよう、公開と参加を基本的手法とする。

政府は6月27日に「公益法人制度の抜本的改革に関する基本方針」を閣議決定しました。「基本方針」では、登記だけで設立できる一般的な「非営利法人制度」を創設することとし、2004年末までをめぐり基本的枠組みを具体化し、05年度末までに法制上の措置等を講ずることをめざすとされています。焦点となっていた税制措置は、「非営利法人制度の具体化にあわせて引き続き検討する」としています。

これまでは非営利団体の会費収入や寄付金に課税しないことが基本的なルールとされてきました。しかし、この間の見直し論議では本来の事業への非課税がそもそも優遇措置であるとして原則課税が検討されていることに、私たちは重大な懸念をもちます。

非営利＝非配当で残余財産を分配しない以上は、当然に原則非課税とすべきです。

また、このような法人制度と課税原理の根幹に係わる問題が、今年の3月まで、行政改革推進事務局におかれた私的懇談会と、政府税制調査会の下におかれた非営利法人課税ワーキンググループという2つの非公開の機関で、市民参加のプロセスを経ないままに進められてきたことも問題です。

今後の見直しにあたっては、公開と参加を基本的手法とすべきです。

\* 新たな要望事項です。

(2) 協同組合の非営利組織としての社会的役割・公共的な役割と経営基盤の確立の重要性に鑑み、協同組合税制を堅持する。

協同組合等の法人税は軽減税率が適用（現在普通法人30%、協同組合等22%）されていますが、この間の税率の引き下げでは、普通法人と比べて協同組合等の減少幅は小さくなり、税率の差も縮小しています。

法人税率の推移

単位：%

年	1984	1985	1987	1989	1990	1998	1999
普通法人	43.3	43.3	42	40	37.5	34.5	30
協同組合等	26	28	27	27	27	25	22
実質差	17.3	15.3	15	13	10.5	9.5	8

近年、非営利組織である協同組合を一般の企業と同列視する傾向がみられますが、協同組合の社会的役割と経営基盤の確立の重要性に鑑み、協同組合税制は堅持すべきです。

前年からの継続要望事項です。

- (3) NPO法人の活動を社会的に支援するために、NPO法人については、原則非課税を堅持する。

この間の公益法人改革の検討過程で、当初NPO法人、中間法人も含めて「非営利法人」とし原則課税とする方向で検討されました。NPO団体の猛反発を受けて、今回の「非営利法人」制度設計からはいったんはずれましたが、「NPO法人制度との法制上の関係を整理する」とされており、完全にはずれたわけではありません。

NPO法は、市民活動団体が簡易に法人となり、原則非課税とし、自由に活動できる基盤を築いた制度であり、市民社会の発展に大きく寄与しています。この理念や制度が後退するような改革であってはなりません。

\* 新たな要望事項です。

- (4) 生協は地域コミュニティへの貢献や福祉事業への参画等様々な分野での役割の発揮が期待されていることに鑑み、生協の目的にも合致する活動や事業に関しては農協等と同様に員外利用の緩和をはかる。

地域コミュニティ形成における生協の役割がますます求められている中で、生協における文化施設等の地域への開放および労働組合、非営利団体への団体共済制度の提供などについて、員外利用の緩和を要望します。

現在、福祉事業の分野で員外利用が認められているのは、老人保健法、老人福祉法および介護保険法のいずれかにもとづく事業で、員外利用を認めることにより、事業実施のための指定・委託の許可等が得られる場合に限られています。

介護保険の運営基準においては、介護給付等対象サービス以外のサービスも含め、居宅サービス計画に位置づけられていることを踏まえ、介護保険給付対象外の上乗せ、横だしのサービスの提供についても認められるよう、員外利用の拡大を要望します。

前年からの継続要望事項です。